

宅老所ろまん居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人宅老所ろまんが開設する宅老所ろまん居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては次の事項を努めるものとする。

- 1、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特定非営利活動法人 宅老所ろまん居宅介護支援事業所
- ② 所在地 兵庫県多可郡多可町中区安楽田 980番地43

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務を一元的に行うとともに、法令において規定されている指定居宅介護支援事業所の実施に関し、厳守していく。要介護者の相談に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は、施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービス提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所、介護保険施設と連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし8月14日～16日 12月31日～1月4日を除く）

- ① 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ② 上記の営業、日営業時間外は、電話等により常時対応可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供の内容は次のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画書作成
- ② 指定居宅サービス事業所との連絡調整
- ③ 介護保険施設への紹介
- ④ 利用者に対する相談援助業務
- ⑤ その他利用者に対する便宜の提供
- ⑥ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ③ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又事業所内の相談室とする。

- ① 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や現に提供を受けている指定サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
- ② サービス担当者会議の必要に応じ、開催する。
- ③ 事業所の介護支援専門員は継続的に利用者宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。

- ② 供した居宅支援事業について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合は、領収書及び、指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- ③ 通費、解約料は無料として徴収しない。

(通常の事業の実施状況)

第9条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

多可郡、西脇市

(緊急時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者の居宅に訪問中又はサービス提供中に、利用者の状態に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び主治医に連絡し措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第11条 居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- ① 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- ② 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当各該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取扱いに努めるものとする。

- ② 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために 次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

- ① 虐待防止に対する担当者を置く。
- ② 虐待防止のための対策を検討する会を定期的に開催し、その結果について従業者者に周知徹底を図る。
- ③ 虐待防止のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実地する。
- ⑤ サービス提供中に当従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため研鑽に努める。

- ② 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を図る。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ この規定に定める事項以外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人宅老所ろまんと当事所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年2月1日から施行する。